

特定個人情報保護委員会事務局職員の勤務時間等に関する規程を次のように定める。

平成26年1月 日
特定個人情報保護委員会訓令第 号

特定個人情報保護委員会事務局職員の勤務時間等に関する規程

第1条 特定個人情報保護委員会事務局職員（以下「職員」という。）の一般職の職員の勤務時間、
休暇等に関する法律（平成6年法律第33号）第6条第2項の規定に基づく勤務時間及び休憩時
間は次の表のとおりとする。

第1	勤務時間	午前8時30分から午後0時まで及び午後1時から午後5時15分まで
	休憩時間	午後0時から午後1時まで
第2	勤務時間	午前9時から午後0時まで及び午後1時から午後5時45分まで
	休憩時間	午後0時から午後1時まで
第3	勤務時間	午前9時30分から午後0時まで及び午後1時から午後6時15分まで
	休憩時間	午後0時から午後1時まで

第2条 人事院規則15-14第7条第4項の規定に基づき休憩時間を30分とする職員の勤務時
間及び休憩時間は次の表のとおりとする。

第1	勤務時間	午前8時30分から午後0時15分まで及び午後0時45分から 午後4時45分まで
	休憩時間	午後0時15分から午後0時45分まで
第2	勤務時間	午前9時から午後0時15分まで及び午後0時45分から 午後5時15分まで
	休憩時間	午後0時15分から午後0時45分まで
第3	勤務時間	午前9時30分から午後0時15分まで及び午後0時45分から 午後5時45分まで
	休憩時間	午後0時15分から午後0時45分まで

第3条 育児若しくは介護のため、超過勤務による疲労蓄積の防止のため又は修学等のため早出遅
出勤務をする職員の勤務時間及び休憩時間は、前条の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

第1	勤務時間	午前7時30分から午後0時まで及び午後1時から4時15分まで
	休憩時間	午後0時から午後1時まで
第2	勤務時間	午前8時から午後0時まで及び午後1時から午後4時45分まで
	休憩時間	午後0時から午後1時まで
第3	勤務時間	午前8時30分から午後0時まで及び午後1時から午後5時15分まで
	休憩時間	午後0時から午後1時まで
第4	勤務時間	午前8時45分から午後0時まで及び午後1時から午後5時30分まで
	休憩時間	午後0時から1時まで
第5	勤務時間	午前9時から午後0時まで及び午後1時から午後5時45分まで
	休憩時間	午後0時から午後1時まで

第4条 各職員の勤務時間は、特定個人情報保護委員会事務局長が指定する第1条から前条までの表に掲げるいずれかの勤務時間とする。

第5条 この規程の実施に関し必要な事項は、特定個人情報保護委員会事務局長が定めることができる。

附 則

この訓令は、平成26年1月1日から適用する。